

令和6年

障害者総合支援法関係事業者説明会資料

(電子化した手続きについて)

令和6年3月27日

姫路市 障害福祉課



電子化した手続き（目次）

	手続き名	対象サービス
1	過誤申立書の提出	全サービス
2	契約内容報告書の提出	全サービス
3	事故報告書等の提出	全サービス
4	モニタリング実施月の変更 （相談支援）	計画相談支援、障害児計画相談支援
5	就労移行支援、就労継続支援の 在宅支援の手続き	就労継続支援（A型・B型）・就労移行支援
6	障害福祉サービス申請手続き	計画相談支援・障害児相談支援
7	暫定支給決定追認手続き	就労移行支援・就労継続支援A型 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）



1 過誤申立書の提出①

過誤を行う場合は、事業所は以下に示す**2つの手続き**を行う必要があります。

①姫路市への過誤申立書の提出

対象サービス	全サービス
提出方法	姫路市オンライン手続きポータルサイト「 過誤申立書の申請受付 」 https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/8e725036-8944-4159-8d4b-3d9d6762d233/start
提出書類（必須）	① 過誤申立書 （ポータルサイトに様式があります） ② 明細書 （修正後）
提出書類 （内容に変更がある場合のみ）	・実績記録票（修正後） ・利用者負担上限額管理結果票（修正後）
提出期限	国保連への 再請求月の前月末日

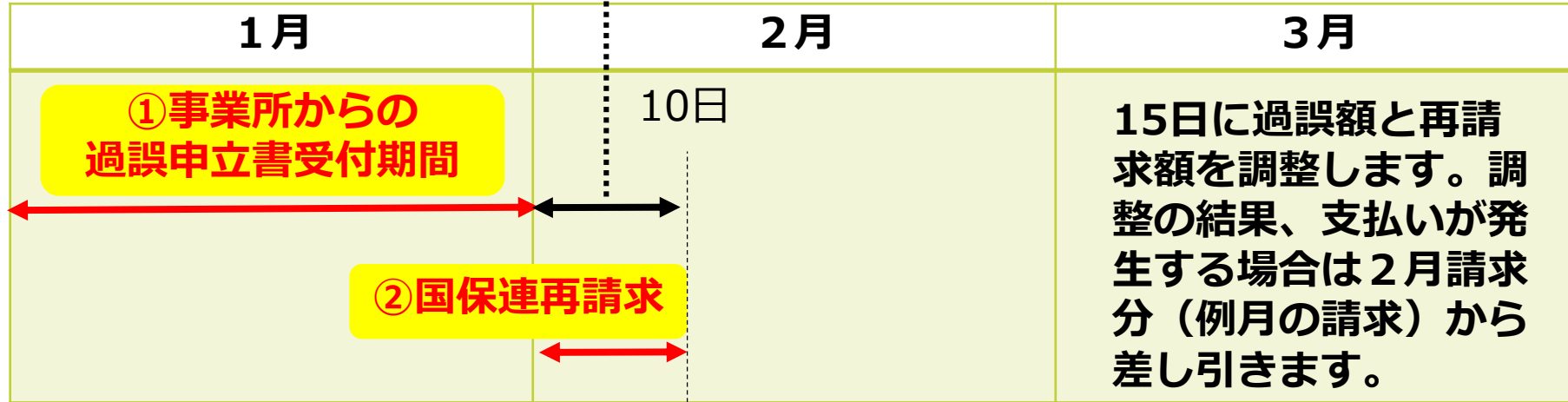
②国保連への再請求



1 過誤申立書の提出について②

過誤の流れの例

姫路市が国保連に
過誤申立を行います



市の過誤申立と事業所からの再請求の審査を同じ月に行う処理を**同月過誤**と言います。

過誤を複数月に 分割 して行う場合	まずは、障害福祉課に相談してください。『 分割返還計画書 』等を提出していただき、計画スケジュールをもとに過誤処理を行います。様式は、姫路市ホームページ「過誤申立書（障害福祉サービス等）」に掲載しています。 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000025421.html
-----------------------------	--



2 契約内容報告書の提出について

契約内容報告書は、以下に示す3つのタイミングで提出してください。

対象サービス	全サービス
提出方法	姫路市オンライン手続きポータルサイト 「 契約内容報告書の電子申請受付窓口 」 https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/bb4f9a0a-3e88-404c-ba6f-498b59743064/start
提出のタイミング	① 新規契約 の場合 ② 契約支給量を変更 した場合 ③ 契約を終了 した場合
留意事項	契約期間の更新のみの場合は、提出は不要です。
提出書類	なし（上記サイトに必要事項を入力のみ）



3 事故報告書等の提出について

対象サービス	全サービス
事故報告義務のある事故の範囲について	「令和6年障害者総合支援法関係事業者説明会資料（事故報告について）」を参照してください。
報告先	次の市町に報告が必要です。 ① 利用者の支給決定の実施主体の市町 ② 事業所・施設が所在する市町
ホームページ	姫路市ホームページ「 事故等発生時の報告 」 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000001528.html
姫路市への事故報告方法	姫路市オンライン手続きポータルサイト「 事故報告書の提出受付 」 https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/016d4ba1-8dc3-48cb-ba65-19a07c8049ce/start
提出書類	事故報告書



4 モニタリングの実施月の変更

計画相談支援・障害児相談支援のモニタリング実施月を変更する場合には、**事前**に変更の届出を行ってください。

対象サービス

- ・ 計画相談支援
- ・ 障害児相談支援

対象理由

- ・ サービス等利用計画の変更のため
- ・ 利用者の都合のため（例：利用者が入院したため）
- ・ 事業所の都合のため（例：相談員が入院したため） 等

申請方法

姫路市オンライン手続きポータルサイト
「**モニタリング実施月の変更に係る受付窓口**」

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/2/9e5c597f-f58e-4cdf-b211-569a4b40d458/detail>



5 就労移行支援、就労継続支援の在宅支援の手続き

在宅での支援 を行う場合には、 事前の申出 及び サービス提供後の報告 が必要です。	
対象サービス	<ul style="list-style-type: none">・ 就労移行支援・ 就労継続支援A型・ 就労継続支援B型
ホームページ	姫路市ホームページ「 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）の在宅支援に係る取扱い 」 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026727.html
要件・留意事項等	姫路市ホームページ（上記）を参照してください。
申請・報告方法	姫路市ホームページ（上記）を参照してください。 姫路市オンライン手続きポータルサイトへのリンクがあります。



6 障害福祉サービス申請手続き

障害福祉サービス申請時に必要な書類を、以下のように提出できます。

提出方法	姫路市オンライン手続ポータルサイト 必要な情報を入力及び必要書類を添付 手続はこちら👉「 障害福祉サービス申請手続書類の提出 」
利用できる方	<ul style="list-style-type: none">・ 指定特定相談支援事業者・ 指定障害児相談支援事業者
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 申請書・ サービス等利用計画案 等 詳細は、上記サイトをご覧ください。
提出期限（原則）	<ul style="list-style-type: none">・ （更新の場合）支給末月の20日まで・ （新規・変更等の場合）支給を受けたい日の2週間前まで



7 暫定支給決定追認手続

暫定支給決定に係る追認手続に必要な書類を、以下のように提出できます。

提出方法	姫路市オンライン手続ポータルサイトで 必要な情報を入力及び必要書類を添付 手続はこちら👉「 暫定支給決定追認手続 」
利用できる方	以下のサービス事業者 就労移行支援・就労継続支援A型 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・個別支援計画（暫定支給決定期間の支援について）・個別支援計画に基づく支援実績・（就労系サービス利用の場合）利用者の就労アセスメント結果（指定様式。指定様式のダウンロードはこちら）
提出期限	暫定支給期間満了の10日前まで

